

世界中のデジタルノマドが集う国際カンファレンス  
の開催に係る業務委託仕様書  
(企画提案時)

令和 8 年 6 月

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部  
観光マーケティング課

本仕様書は「世界中のデジタルノマドが集う国際カンファレンスの開催に係る業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

## 1 委託件名

世界中のデジタルノマドが集う国際カンファレンスの開催に係る業務委託

## 2 履行期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

## 3 本業務の目的

近年、「デジタルノマド」とよばれるIT技術により場所を選ばず働く人々が年々増加しており、本市においては、令和5年度からデジタルノマド誘致の取組みを開始し、参加者数及び滞在消費も大きく向上する等、着実に成果が上がっている。

本業務は、デジタルノマドを集客する国際カンファレンスの開催について、内容の充実を図ることや、多様な手法でのプロモーションを実施することにより、デジタルノマド滞在都市としての本市の国際的なプレゼンス向上に繋げるものである。

## 4 本業務の内容

### (1) 全体業務関連

- ① 本仕様書5以降に示す項目に留意しながら業務を遂行すること。
- ② (2)～(6)の業務を遂行するための実施計画（スケジュールを含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて提案すること。特に、当該事業に係る第三者への電子メールの送信にあたっては、BCC送信の徹底を図ること。
- ③ 本業務遂行にあたっては、デジタルノマドの趣味嗜好や行動特性、求められるニーズ等について、相応の知識を有する体制を構築すること。体制については、その実績や経歴等を提案書の中に記載すること。
- ④ 本業務に係る資料に日本語以外を使用する場合は、日本語版及び日本円の資料も併せて作成すること。

### (2) 国際カンファレンスの企画・運営

本カンファレンスは、デジタルノマド滞在都市としての本市の国際的なプレゼンス向上に繋げるために開催すること。

#### ① 開催時期

民間事業者が主体となり、例年10月に開催が予定されているデジタルノマド向け滞在プログラムに併せたイベントとして実施すること。

また、令和8年10月7日から同月11日まで福岡市内で開催されるRAMEN TECH 2026への参加促進を図るため、同イベント開催前の実施日を提案すること。

#### ② 国際カンファレンスのKPI

参加者数の目標は400人以上とする。また、海外のデジタルノマドも多く参加する工夫を提案すること。

#### ③ ターゲット

アジアに滞在する欧米豪を中心としたデジタルノマドや、デジタルノマドの誘客に関心のある市内事業者

#### ④ 開催内容

会場、全体テーマや登壇候補者、実施形式（スピーチやディスカッション）等について、甲と乙で協議のうえ決定すること。

⑤ 記録

開催の様子は、記録用及び次年度以降のプロモーション用として写真や動画等で撮影し記録に残すこと。

⑥ その他

ア 各業務にかかる一切の経費（会場費、招請日、調整費等）は、全て委託費に含むこと。

イ 参加者から入場料や参加費等を徴収することは不可とする。

ウ デジタルノマドとの親和性が高いと考えられるスタートアップやエンジニアに係る他のイベント等と連携を図ること。

エ 本市の国際的なプレゼンスの向上に向け、デジタルノマドに係る海外の公的機関の関係者やインフルエンサー、メディア関係者等を招聘すること。

オ 市内で実施されるイベントの情報やアクティビティ、観光スポット、交通アクセス等、参加者に対する情報を収集の上、提供を十分に行うこと。

カ 本カンファレンスにおいて参加者を対象とした交流会を実施する場合は、参加者に提供する飲食の費用は本委託の対象外とする。

キ 協賛金については、獲得した協賛金をすべて国際カンファレンスの効果を高める用途に充てる場合に限り、甲と事前に協議した後、協賛金を募ることができることとする。また、この場合は獲得した協賛金の使途を報告資料にまとめ、提出すること。

(3) 国際カンファレンスのプロモーション

本カンファレンスにおける参加目標数を達成するため、SNS やメディアを活用し、来訪促進を高めるためのプロモーションを行うこと。

(4) 国際カンファレンス参加者に対するアンケートの実施

参加者に対してアンケートを実施し、参加者の属性情報や参加に係る満足度、市内の滞在環境・受入れ面に対する評価や課題、市内滞在日数、消費額等について集計・分析すること。

なお、アンケート内容については、上記項目を必須とし、その他の内容については甲と乙で協議のうえ決定するもの。

また、アンケート結果については日本語で集計すること。

(5) その他追加提案

上記 (2) ～ (4) の他に追加提案がある場合は KPI とともに具体的に提案すること。ただし、追加提案部分は、本業務の提案限度価格の範囲内とする。

(6) 報告書等の作成・提出

① 中間報告

本業務委託に係る報告書およびプロモーション用に撮影した写真データ等について、令和 8 年 11 月 27 日（金）までに中間報告書として甲へ提出すること。

② 業務完了報告

業務完了報告書を作成し、提出すること。報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類および写真等を添付するほか、本カンファレンスの実施によって得られた成果やプロモーションやアンケートの分析結果、設定した KPI の達成状況、今後のプロモーションの方向性に関する具体的な提案について記載すること。

また、プロモーション用に撮影した写真データ、アンケートのローデータなども提出すること。

## 5 責務

### (1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

### (2) 守秘義務

#### ① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

#### ② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

### (3) 従事者の服務規律

サービス従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

## 6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

### (1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

### (2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5-(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

## 7 その他

### (1) 実施

事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

### (2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

### (3) 再委託

乙が受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

### (4) その他

- ① 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ② 本業務を通じて撮影した写真や映像等の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は原則として甲が保有することとする。
- ③ 乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。

(以下余白)